

民法改正のポイントと 企業の実務・法務への影響

日時 2020年3月16日(月) 10:00～17:00

計6時間(1日間)

対象

会場 NHK 名古屋放送センタービル内教室

総務・法務部門の方
経理・営業部門の方
債権管理ご担当の方 等

講師 弁護士法人
あお空法律事務所 代表弁護士

中根 浩二 氏

本セミナー
のポイント

- ①令和2年4月に施行となる、民法の債権法分野を改正する法律案の概要と重要ポイントについて解説いたします。
- ②民法改正が企業・団体に与える影響と実務上の留意点について解説いたします。

講義項目

第1. 改正民法の施行時期

第2. 改正民法の目的

第3. 改正の内容及び影響

1 理念の大変更～帰責性概念の変容

- ①契約適合性という新たな概念
- ②瑕疵担保責任などの担保責任制度の廃止
- ③危険負担の概念の廃止
- ④解除・損害賠償責任の概念の変容

2 意思表示

～錯誤の効果が、無効から取消になる～

3 時効制度の改正

- ①短期消滅時効の廃止
- ②時効の更新、完成猶予
- ③時効期間の変更

4 連帯債務(絶対効から相対効へ)

- ①履行の請求
- ②免除
- ③連帯債務者の一人についての時効の完成

5 保証制度の変革

- ①公正証書作成の義務化
- ②極度額の設定
- ③情報提供義務への対応

6 損害賠償請求への影響

- ①法定利率の変化
- ②時効期間の影響
- ③契約締結上の過失などの概念への影響
- ④過失による不法行為債権について物的損害については相殺可能となる

7 債権管理への影響

- ①詐害行為取消権と破産法との整合性
- ②相当の対価を得てした財産の処分行為の特則
- ③特定の債権者に対する担保の許与等の特則
- ④過大な代物弁済等の特則
- ⑤債権譲渡への影響

8 定型約款の規律の新設

9 賃貸借契約への影響

10 請負契約

～注文者が受ける利益の割合に応じた報酬請求～

11 委任契約

～既に履行した割合に応じた報酬請求～

第4. 改正前後の注意点

～改正民法施行後の現行民法の適用範囲(経過措置)～

《講師派遣による「社内研修」も承っております。お気軽にお問い合わせ下さい。》

ご参加のおすすめ

平成 29 年 12 月 15 日、国会にて民法の債権法分野を改正する法律案が可決成立しました。施行日は、令和 2 年 4 月 1 日となりました。民法は、私法の基本法であり、国民生活の基本に根差す法律です。特に、債権法分野については、実に 120 年ぶりの大改正であり、基本理念の変容が変更されるなど改正内容が多岐にわたっています。そのため、法案施行前からの対応・準備が必要であり、各企業・団体の対応は急務といえます。そこで本セミナーでは、法律の改正内容を正しく理解され、リスクマネジメント等の対応を行うための実務上のポイントについて解説をいたします。この機会に関係各位の積極的なご参加をおすすめいたします。

講師紹介

弁護士法人
あお空法律事務所 代表弁護士 **中根 浩二** 氏

平成 9 年 司法試験合格
平成 10 年 名古屋大学法学部法律学科卒業
最高裁判所司法修習生 (52 期)
平成 12 年 司法修習終了 弁護士登録 (愛知県弁護士会)
楠田法律事務所勤務
平成 17 年 あお空法律事務所開所 (所長)
平成 23 年 日弁連研修センター副委員長
愛知県弁護士会研修センター副委員長
労働問題、企業法務をはじめ、愛知県を中心に活躍中。
労働法関連セミナーの実績も多数

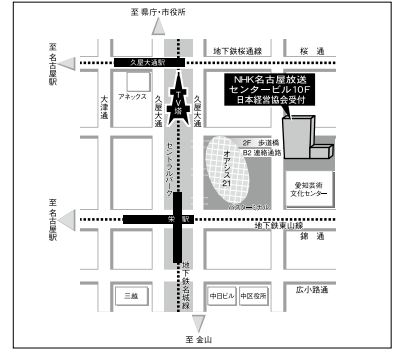
日 時 : 2020 年 3 月 16 日 (月) 10:00 ~ 17:00
計 6 時間 (1 日間)

会 場 : NHK 名古屋放送センタービル内教室
名古屋市中区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル ※右図参照

参加料 : (1名につき)

	参加料	消費税等	合計
本会会員	30,000円	3,000円	33,000円
一般	35,000円	3,500円	38,500円

★複数名申込割引について
同一企業 (団体) から同じ講座 (コース) に 2 名様以上でご参加の場合は、1 名様につき、2,200 円 (税込) 割引いたします。
下記申込欄にご記入ください。



【JR・名鉄・近鉄の名古屋駅より】
地下鉄東山線 (4分) 栄駅より徒歩 5分
地下鉄桜通線 (5分) 久屋大通駅より徒歩 8分
【中部国際空港より】
名鉄 (25分) 金山駅 (乗換) 地下鉄名城線 (7分) 栄駅より徒歩 5分
※地下鉄駅からは、地下街、オアシス 21 経由で NHK ビルに直通

申込方法 : 下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX 等で下記へお申込み下さい。
折り返し、参加券と振込口座を記載した請求書をご派遣責任者までお送り致します。

- 参加料 (負担金) は、銀行振込にて開催 3 営業日前までにお納めください。(経理処理の都合で遅れる場合は、事前にご連絡下さい。)
- 開催 3 日前までに参加券が届かない場合は、恐れ入りますがお電話にてご確認ください。
- 参加のお取り消しにつきましては、必ずご連絡ください。参加者のご都合が悪くなった場合は、代理の方にご出席いただけますようお願い致します。
- 領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
- 同業者のお申込みは、お断りする場合がございます。

キャンセルについて 開催日の 3 営業日前からは受講料の 30%、開催当日は 100% をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日まで連絡なくご欠席の場合も、100% のキャンセル料となりますので、予めご了承ください。

お問合せ先 : 一般社団法人 日本経営協会 中部本部 企画研修グループ (担当 / 五藤・里見) TEL (052) 957-4172 (ダイヤルイン)
〒461-0005 名古屋市中区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F FAX (052) 952-7418
日本経営協会・中部ホームページ <http://noma-chubu.jp/>
※お電話の問い合わせ (駐車場含む) は、平日の 9 : 15 ~ 17 : 15 にお願いします。

日本経営協会・中部本部 行 FAX (052) 952-7418 こちらの面をそのまま FAX して下さい。

60014394 「民法改正のポイントと企業の実務・法務への影響」参加申込書 2020/3/16 年 月 日

★複数名申込割引に該当する場合はチェックして下さい 日本経営協会会員 一般 (該当するものにシ印をつけて下さい)

(フリガナ) 団体名	TEL () -		ご派遣責任者 所属・役職名	
(フリガナ) 所在地	FAX () -		ご氏名 (印)	
No.	参加者 (フリガナ)	所属・役職名	担当経験年数	※メールアドレス
			年 月	
			年 月	
<通信欄>	<ご記入 (シ印) のお願い> この講座の開催情報を得た時期は、講座開催日の <input type="checkbox"/> 半年以上前 <input type="checkbox"/> 3ヶ月~半年前 <input type="checkbox"/> 2ヶ月前 <input type="checkbox"/> 1ヶ月前 <input type="checkbox"/> 2週間前 <input type="checkbox"/> 1週間前~直前			

<注> 太わくの中をご記入下さい。電算処理の関係上、フリガナご派遣責任者名は必ずご記入下さい。No欄は記入不要です。
 ※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
 ① 参加券や請求書の発送などの事務処理 ② セミナー運営 ③ セミナーなど本会事業のご案内
 お申込時点で趣旨にご同意いただいたものとさせていただきますので、予めご了承下さい。
 なお、③が不要な場合は右記□にチェックしてください。 不要 地球にやさしい再生紙を使用しています。 ©